

伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例及び伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例及び伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

受給資格に係る所得制限を撤廃するとともに、入院に対する助成を高校生等にまで拡大するほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例及び伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和5年伊丹市条例第 号）

（伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成18年伊丹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び児童」を「，児童及び高校生等」に改める。

第2条中第4号を第5号とし，第3号の次に次の1号を加える。

(4) 高校生等 満15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条第1項中「又は児童」を「，児童又は高校生等」に改め，同項ただし書中「対象者」を「乳児，幼児又は児童」に改め，同条第2項から第6項までを削る。

第6条第1項第2号中「及び児童」を「，児童及び高校生等」に改め，同条第2項中「又は児童」を「，児童又は高校生等」に改める。

第7条中「対象者」を「対象保護者の乳児，幼児又は児童」に改める。

第8条第1項第1号ア中「医療に関する給付（入院時食事療養費の支給を除く。）」を「医療保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費，療養費（家族療養費及び特別療養費を含む。）若しくは訪問看護療養費（家族訪問看護療養費を含む。）の支給」に改め，同項に次の1号を加える。

(3) 高校生等 被保険者等負担額（入院に要する費用に限る。）

第9条第1項ただし書中「食事療養」の右に「及び前条第1項第3号」を加える。

付則第5項を削る。

（伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正）

第 2 条 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例（昭和 5 2 年伊丹市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「による助成を受けている者」を「第 6 条第 1 項に規定する対象保護者の乳児，幼児又は児童」に改める。

第 5 条第 4 項中「第 1 5 条第 1 項第 3 号」を「第 1 5 条第 1 項第 5 号」に，「同条第 3 項第 3 号」を「同条第 3 項第 2 号」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし，第 2 条中伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第 5 条第 4 項の改正規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は，令和 5 年 7 月 1 日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し，同日前に受けた医療に係る医療費の助成については，なお従前の例による。